

雨ニモマケズ  
ヒデリニモマケズ  
予期セヌ事故ヤ  
災害ニモマケズ。  
食料ノ安定供給ニ  
ガンバル農家ノ  
セツキヨク経営ヲ  
テゴロナ掛金ト  
オオキナ補償デ  
応援シマス。



万一の事故もしっかり補償、農業経営の安定をサポート

のうきくん  
火災共済/総合共済/更新共済

# 農機具共済

任意共済「未来へつなぐ」サポート運動実施中



# 対象となる事故（共済事故）

総合共済

更新共済

## ①から⑬の事故を補償します!!

①衝突・接触



②墜落



③転覆



④異物の巻き込み



⑤自然災害

(地震・噴火・津波による損害を除く)



⑥その他これらに類する稼働中の事故（次の事故に限ります）

- ア ほ場等から引き揚げられる時のけん引による事故
- イ 自機または接続した作業機からの物体の落下・飛来による事故（ロータリーからの飛び石によるトラクターの損害など）
- ウ 作業機との接触・衝突による事故
- エ 収穫物（コンバインにおける籾・ワラなど）の詰まりによる事故
- オ 道路の段差を乗り越えるとき等の衝撃による事故

⑥のその他これらに類する稼働中の事故のうち、以下の損害については、共済金をお支払いできません。

- エンジンの焼付け（オーバーヒートを含む）による損害
- エンジン、トランスミッション（デフミッション、PTOミッション、HST・CVTなどの無段階変速機）関係の事故

火災共済

## ⑦から⑬の事故を補償します!!

⑦火災



⑧落雷



⑨破裂・爆発



⑩物体の落下・飛来  
(自然災害を除く)



※これらの事故に該当する場合でも、共済金の一部または全部のお支払いを免責することがあります。詳しくは5～6ページをご覧ください。

※火災共済、総合共済、更新共済いずれも地震・噴火・津波による損害は対象になりません。補償を希望する場合は、地震等担保特約にご加入ください。詳しくは4ページをご覧ください。

⑪盗難による盗取

若しくはき損  
※警察への被害届けが必要です



⑫鳥獣害



⑬第三者行為による不可抗力のき損  
(第三者によるいたずら等)  
※警察への被害届けが必要



故障による損害は、共済事故の対象にはなりません

## 加入できる農機具と共済金額（加入金額）

新品で  
購入された農機具

標準小売価格（税込）を上限に  
**10万円～3,000万円**  
※更新共済は2,000万円が限度となります。

中古で  
購入された農機具

付保割合条件付実損てん補特約を付帯したうえで  
**購入された価格 または 時価額**  
のいずれか低い額まで

リース等  
の農機具

**加入の際、必ず申告ください**

共済金額（加入金額）の設定や他保険の加入状況の確認が必要です  
詳しくはNOSAIへお問い合わせください

加入できない  
農機具が  
あります

- ①農作業以外に使用する農機具
- ②すでに破損している農機具
- ③試験研究等に使用する農機具
- ④販売を目的とする農機具
- ⑤改造された農機具
- ⑥購入年月（中古農機具にあっては製造年月）からの経過年数が17年（耐用年数7年+10年）を超える農機具（総合共済に限る）
- ⑦常時水没のおそれのある建物に格納される農機具（総合共済、更新共済に限る）
- ⑧共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通される場合（震災等で損傷し復旧されていない建物内に格納している農機具）など
- ⑨レベル2のロボット農機具（総合共済に限る）
- ⑩レベル3のロボット農機具
- ⑪ドローン
- ⑫リモコン草刈機

※ロボット農機具の説明は4ページをご覧ください。

## 補償期間（共済責任期間）

火災共済

総合共済

補償期間は加入される方が共済掛金等を納めた日の午後4時から共済証券に記載されている終了日の午後4時までの1年間です。

ただし、加入申込書に記載されている責任開始日が共済掛金等を納めた日以降の場合は共済証券に記載されている日となります。

更新共済

災害補償 + 買替資金づくり  
(積立型)

補償期間は3年、4年、5年、6年、7年です。  
責任期間は[残存年数(耐用年数-購入してからの経過年数)]の範囲でお選びください。  
詳しくはNOSAIへお問い合わせください。

# 掛金の目安

## ■1年間の掛金

(単位：円)

		総合共済						火災共済	
		普通物件		特殊一般物件		特殊割増物件		100万円	500万円
共 済 金 額		100万円	500万円	100万円	500万円	100万円	500万円	100万円	500万円
共 済 掛 金 等	基 本 契 約	4,900	24,500	9,000	45,000	25,000	125,000	700	3,500
	臨時費用担保特約	5,450	27,250	9,990	49,950	27,610	138,050	770	3,850
	地震等担保特約	6,260	31,300	10,350	51,750	26,250	131,250	2,010	10,050

※総合共済の掛金は、基本等級(11等級)の掛金を表示しています。

※更新共済の掛金は、NOSAIにお問合せください。

## 無事故割引有事故割増制度

「総合共済」にのみ適用されます

### 無事故割引

- 2年以上継続して加入いただいている農機具で、直近2年間事故がなく共済金を受け取っていない場合、次の共済責任期間の等級が1等級大きくなり、1等級分共済掛金等が安くなります。翌年も、1年間共済金のお支払いを受けなければ、さらに1等級大きくなり、1等級分共済掛金等が安くなります。以降も共済金のお支払いを受けなければ毎年1等級ずつ大きくなった割引率が適用されます。
- 継続して加入いただけない場合、無事故期間は引き継がれません。ただし、共済責任期間の満了日の翌月の末日までに共済掛金等の払い込みがあった場合は、継続したものとみなします。
- 直前の共済責任期間が1年未満の加入の場合(始期統一のための短期加入を含みます)、無事故期間に算入しません。

### 有事故割増

- 前の共済責任期間中に共済金のお支払いを受けた農機具は、次の共済責任期間の等級が共済金を受け取った回数分小さくなり、小さくなった等級分共済掛金等が高くなります。
- 継続して加入いただけない場合でも、有事故回数は共済責任期間の満了日または解除の日から3年間引き継がれます。
- 直前の共済責任期間が1年未満の加入の場合(始期統一のための短期加入を含みます)にも有事故回数を算入します。
- 割増等級は1等級が最小になります。1等級の農機具については、それ以降に事故が発生しても等級が変わりませんが、損害防止などの一定の措置を行われない場合、継続して加入することをお断りすることがあります。

## 割引割増等級表 ※共済掛金等は共済金額100万円当たりの金額です

区分	等級	普通物件		特殊一般物件		特殊割増物件	
		割引割増率	共済掛金等(円)	割引割増率	共済掛金等(円)	割引割増率	共済掛金等(円)
割 増	1	3.00	14,700	2.15	19,350	2.48	62,000
	2	3.00	14,700	2.05	18,450	2.23	55,750
	3	2.80	13,720	2.00	18,000	1.95	48,750
	4	2.80	13,720	1.95	17,550	1.83	45,750
	5	2.80	13,720	1.85	16,650	1.70	42,500
	6	2.50	12,250	1.80	16,200	1.57	39,250
	7	2.20	10,780	1.70	15,300	1.50	37,500
	8	1.90	9,310	1.50	13,500	1.40	35,000
	9	1.60	7,840	1.25	11,250	1.30	32,500
	10	1.30	6,370	1.10	9,900	1.15	28,750
基本等級	11	1.00	4,900	1.00	9,000	1.00	25,000
割 引	12	0.95	4,655	0.95	8,550	0.95	23,750
	13	0.90	4,410	0.90	8,100	0.90	22,500
	14	0.85	4,165	0.85	7,650	0.90	22,500
	15	0.82	4,018	0.80	7,200	0.85	21,250
	16	0.82	4,018	0.75	6,750	0.80	20,000
	17	0.82	4,018	0.70	6,300	0.70	17,500
	18	0.82	4,018	0.70	6,300	0.65	16,250
	19	0.82	4,018	0.65	5,850	0.60	15,000
	20	0.82	4,018	0.60	5,400	0.57	14,250
	21	0.82	4,018	0.55	4,950	0.48	12,000

## 耐用年数は一律7年です

### 普通物件

乗用トラクター ロータリー ハロー  
田植機 乗用管理機 歩行用管理機  
スピードスプレーヤー 動力散布機  
自脱型コンバイン 乾燥機  
バールハンドラー バールラッパー  
フロントローダー  
野菜収穫機 農用運搬機 など

### 特殊一般物件

アッパーローター 溝切機 肥料散布機  
ブームスプレーヤー 糞すり機 脱穀機  
普通コンバイン ビーンハーベスタ  
ヘーベラー ロールペーラー など

### 特殊割増物件

畦塗機 簡易揚水機 刈払機  
堆肥散布機 中耕除草機 モア  
ジャイロテッド フォレージハーベスタ  
バキュームカー など

# 共済金のお支払い

1回の共済事故につき新調達価額に対する共済金額の割合に応じてお支払いします。

※新調達価額は消費税込の標準小売価格で損害評価時に決定されます。

※同一共済責任期間における災害共済金の合計は、共済金額に相当する金額を限度とします。

## 共済金の支払例

### ①火災、落雷、破裂、爆発、盗難による盗取、自然災害の場合

新調達価額500万円のトラクターが共済事故（火災）で全損（500万円）となった場合

共済金額  
**500万円**  
100%加入の場合

損害の額

損害額 **500万円**

×

共済金額  
**500万円**  
新調達価額

=

支払共済金

**500万円**

共済金額  
**250万円**  
50%加入の場合

損害の額

損害額 **500万円**

×

共済金額  
**250万円**  
新調達価額

=

支払共済金

**250万円**

ただし、全損となった農機具の買替に要した費用が、共済金額より下回った場合の損害の額は、復旧するために必要な費用の最低額となります。

共済金額  
**500万円**  
100%加入の場合

損害の額

共済金額500万円>購入金額400万円  
(いずれか低い額が、損害の額となります)

=

支払共済金

**400万円**

### ②上記以外の共済事故の場合

新調達価額500万円のトラクターが共済事故（接触）で50万円の損害となった場合

共済金額  
**500万円**  
100%加入の場合

損害の額

損害額 **50万円** - (損害額 **50万円** × 10%)

×

共済金額  
**500万円**  
新調達価額

=

支払共済金

**45万円**

共済金額  
**250万円**  
50%加入の場合

損害の額

損害額 **50万円** - (損害額 **50万円** × 10%)

×

共済金額  
**250万円**  
新調達価額

=

支払共済金

**22.5万円**



**新調達価額いっぱいの加入をおすすめします**

事故の種類と加入割合により補償（共済金）が違います

## 付保割合条件付実損てん補特約（詳しくはNOSAIへご相談ください）

中古農機具はこの特約を付帯しなければ加入できません

- 新品で取得した農機具にも、この特約を付帯することができます。この特約を付帯して適切な約定割合を選択しますと、掛金率は割増となりますが、加入額を限度に実損害額が補填されます。
- 約定割合は10%から100%まで10%刻みに加入申込時に加入者が選択できます。
- 共済金額は、1万円から3,000万円までの間で、未使用の状態で購入した農機具は新調達価額を上限に、中古農機具は購入したときの価格と農機具共済の基準による時価額のいずれか低い金額を上限に、加入者が選択できます。

新調達価額500万円のトラクターに共済金額250万円、約定割合50%で加入した場合

共済金額  
**250万円**  
50%加入の場合

特約あり

損害の額

**45万円**

×

共済金額  
**250万円**

500万円  
新調達価額

×

**50%**  
約定割合

=

支払共済金

**45万円**

※損害の額は、上記共済金の支払例②を参照

# さらに充実した補償をおすすめします

## 共済金の支払例

### 臨時費用担保特約

新調達価額500万円のトラクターが共済事故（接触）で50万円の損害となった場合

共済金額  
**500万円**  
100%加入の場合

$$\text{損害額 } 50\text{万円} - \left( \text{損害額 } 50\text{万円} \times \text{免責割合 } 10\% \right) \times \frac{\text{共済金額 } 500\text{万円}}{\text{新調達価額 } 500\text{万円}} = \text{災害共済金 } 45\text{万円}$$

災害共済金  
**45万円**

$$\text{共済金額 } 500\text{万円} \times \frac{\text{損害の額 } 45\text{万円}}{\text{新調達価額 } 500\text{万円}} \times \text{支払割合 } 10\% = 4.5\text{万円}$$

支払共済金  
**49.5万円**

- 臨時費用共済金は、共済金額に損害割合（損害の額÷新調達価額）の10%を乗じて得た額をお支払いします。
- 臨時費用共済金の支払対象となる事故は、1ページに記載されている①～⑬の事故です。
- 臨時費用担保特約と地震等担保特約に併せて加入されている場合でも、地震等による損害については、臨時費用共済金をお支払いすることができません。
- 加入者及び農機具の所有者（同居する家族・使用人を含みます）が、この特約を付帯した農機具の共済事故で30日以上入院加療を要する傷害を受けた場合、または死亡または後遺障害を被った場合は、傷害費用共済金をお支払いします。ただし、災害共済金が支払われる場合に限りです。

- 死亡または後遺障害の場合（被害の日から200日以内の死亡または後遺障害）

1名ごとに共済金額の30%相当額  
(1回の事故につき50万円限度)

※後遺障害の基準に該当する場合に限りです。

- 傷害の場合（30日以上入院加療）

1名ごとに共済金額の5%相当額  
(1回の事故につき20万円限度)

※むち打ち症などの、他覚症状のない傷害を除きます。

### 地震等担保特約

- この特約を付帯すると、地震等による損害に対して共済金額の50%を限度に共済金をお支払いします。
- 地震等による損害の額が新調達価額の5%以上になったときに共済金支払いの対象になります。
- 地震で倒壊等のおそれのある建物内に格納されている農機具はこの特約を付帯できません。

## 共済金の支払例

新調達価額200万円の乾燥機が地震で全損した場合

共済金額  
**200万円**  
100%加入の場合

$$\text{損害の額 } 200\text{万円} \times \frac{\text{共済金額 } 200\text{万円}}{\text{新調達価額 } 200\text{万円}} \times 50\% = \text{支払共済金 } 100\text{万円}$$

- 地震等の事故の場合も復旧が義務づけられます。復旧しない場合は損害額を時価損害額に置き換えてお支払いします。
- ※「地震等」とは、地震及び噴火並びにこれらによる津波をいいます。
- ※地震等担保特約に付保割合条件付実損てん補特約と併せて加入されている場合でも、地震等による損害では約定割合を用いず、上記の式で災害共済金をお支払いします。

### ロボット農機具とは

無人でほ場内を自動走行する農業機械をロボット農機具といいます。

- レベル1** 使用者が搭乗した状態での自動化が可能な機体
- レベル2** ほ場内やほ場周辺からの監視下で無人状態での自動走行が可能な機体
- レベル3** 遠隔監視下で無人状態での完全自動走行が可能な機体

- ※レベル1の農機具は、火災共済と総合共済のどちらにも加入できます。
- ※レベル2の農機具は、火災共済のみ加入できます。
- ※レベル3の農機具は、加入できません。



ほ場内からの監視による自動走行



ほ場周辺からの監視による自動走行  
写真提供：農水産省

# 農機具共済重要事項説明書

この説明書は、農機具共済へのご加入にあたり、あらかじめご承知いただきたい重要事項をまとめたものです。必ずお読みいただき、内容をご確認ください。ご了承ください。なお、ここに掲載した以外にも大切な事項がございますので、ホームページや共済約款もご確認ください。また、ご不明な点がございましたら農業共済組合(以下「組合」といいます。)までお問い合わせ願います。

ホームページ(<https://www.nosaimiyagi.or.jp/>)または、「NOSAI宮城」で検索してください。

加入申込書の提出は、本書面を確認して行われたものとみなします。

## 1 加入申込書の記載事項は正確に記入してください

注意喚起情報のご説明

加入申込書は加入の内容を明らかにする重要な書類です。必要事項をみれなく事実に基づいてご記入ください。記入内容が事実と異なるときは、契約解除や共済金のお支払いができなくなる場合があります。加入申込み後に記入内容の誤りにお気づきのときは、すみやかに組合までご連絡願います。

法人、生産組織等でご加入される場合は、加入申込書に法人名(生産組織名)と代表者名をご記入願います。  
農機具共済加入申込書の★印が告知事項で☆印が通知事項です。

## 2 農機具の付属装置は、加入申込書にもれなく記入のうえ、加入してください

注意喚起情報のご説明

加入申込書に記載されている付属装置が共済金支払対象となります。

特別な記載がない限り、ユニバーサルジョイント及びオートヒッチは作業機の付属装置として扱います。作業機が加入していなければ、共済金支払いの対象になりません。加入できるすべての機種についてご加入されることをおすすめします。

## 3 共済責任期間中、次の場合はすみやかに(またはあらかじめ)組合に通知してください この通知を怠ると、契約解除・失効や共済金をお支払いできなくなる場合があります

注意喚起情報のご説明

- |                                            |                        |
|--------------------------------------------|------------------------|
| (1) 他の保険・共済に加入したとき                         | (3) 加入農機具を入替えた(買替えた)とき |
| (2) 解体、廃棄、用途の変更、大きな改造、格納・設置場所の変更及び危険の著しい増加 | (4) 譲渡、相続などにより承継するとき   |

※(3)(4)に関しては、事実が発生してから14日以内に通知してください。

なお、加入者からの通知後、組合が承認する前に生じた損害については、共済金のお支払いはできません。

## 4 損害が発生したときは、すぐに連絡してください

注意喚起情報のご説明

事故発生連絡が遅れた場合、事故状況の確認が困難になるなどで共済金のお支払いができなくなる場合があります。また、損害の額の一部または全部が免責されることがあります。(6ページの8の「1 事故発生通知の遅延による免責」をご覧ください)

## 5 損害が発生しても次の場合は、共済金をお支払いできません

注意喚起情報のご説明

- |                                                                                                                      |                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 加入者の故意または重大な過失                                                                                                   | (11) その他これらに類する稼働中の事故のエンジン、トランスミッション(デフミッション、PTOミッション及びHST・CVTなどの無段変速機を含みます)関係の事故        |
| (2) 加入者と同居する家族及び法定相続人の故意(加入者以外の方が共済金を受け取る時はその当該者を含みます)                                                               | (12) 損害の額が新調達価額(標準小売価格)の5%または1万円のいずれか低い額に満たないとき                                          |
| (3) 運転者の故意または重大な過失                                                                                                   | (13) 災害共済金の支払い合計が共済金額に相当する金額以上となり、共済関係が消滅したとき                                            |
| (4) 農作業以外の使用目的による事故                                                                                                  | (14) 加入者が損害発生のお知らせを怠り、または故意若しくは重大な過失によって不実のお知らせをしたとき                                     |
| (5) 故障、欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然消耗によって発生した損害                                                                                 | (15) 加入者が正当な理由がないのに調査を妨害したとき                                                             |
| (6) 凍結によって発生した損害                                                                                                     | (16) 加入者が損害防止の指示に従わなかったとき                                                                |
| (7) 消耗部品にのみ発生した損害                                                                                                    | (17) 加入者が共済金の支払請求手続きを3年間怠ったとき                                                            |
| (8) タイヤ、チューブ、クローラーに発生した損害(火災、盗難による盗取、自然災害による損害は共済金支払いの対象となります)                                                       | (18) 共済責任期間が始まった後であっても、共済掛金等の払い込みを受ける前に発生した事故による損害(共済掛金等が追加徴収になる場合に追加掛金等の支払いを怠った場合も同様です) |
| (9) コントロールボックス、コンピューター、センサー類に発生した損害(火災、落雷、盗難による盗取、鳥獣害、接触、衝突、自然災害による損害を除きます。ただし、接触、衝突は、接触、衝突の力が直接作用したことが確認できた場合に限りです) |                                                                                          |
| (10) その他これらに類する稼働中の事故のエンジンの焼付け(オーバーヒートを含みます)による損害                                                                    |                                                                                          |

## 6 損害の額の算定

契約概要のご説明

- |                                                                        |                                                                          |
|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| (1) 損害の額は、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額とします。                           | (4) 製造後の経過年数の大きい農機具など修理部品が供給できない場合には、その部品が供給できるものとみなした見積額により損害額を算定します。   |
| (2) 火災、落雷、破裂または爆発、盗難による盗取、自然災害以外による損害は、損害額から10%に相当する金額を除いた金額を損害の額とします。 | (5) 損害部品の処分費、交換部品の搬送費、損害の有無を確認するための点検調査費用及び修理見積書等必要書類の作成費用は、損害の額に含まれません。 |
| (3) 損害額は、農機具共済損害評価要領等に基づき、修理明細請求書等から対象外の部品などを除いた金額となります。               |                                                                          |

加入された農機具が共済事故により損害を受けた場合は、事故発生日から1年以内に復旧(修理または買替え)しなければなりません。1年以内に復旧しない場合は、損害額を時価損害額(経年減価を考慮した額)に置き換えてお支払いします。

## 8 「損害の額」の一部または全部が免責される場合があります

注意喚起情報のご説明

## 1 事故発生通知の遅延による免責

事故発生通知の遅延	遅延期間	免責割合
	事故発生後2ヶ月を超え3ヶ月以内の場合	20%
	事故発生後3ヶ月を超え6ヶ月以内の場合	30%
	事故発生後6ヶ月を超え1年以内の場合	40%
	事故発生後1年を超える場合	50%
	遅延期間に関わらず、損害評価ができない場合	100%

(注) 鳥獣害・落雷等、機械的稼働時に損害が判明し遅延理由が正当と判断できる場合は、免責を適用しないことができます。

## 2 部品による免責

## (1) 消耗部品の免責

①オイル ②グリス ③クーラント類 ④エレメント・ストレーナ類 ⑤バッテリー ⑥ヒューズ・点火プラグ・電球類 ⑦ベルト類 ⑧ブレーキ ⑨走行クラッチ ⑩爪 ⑪ゴム類 ⑫タイヤ・レーキ ⑬ローダのバケット類 ⑭ガスケット・オイルシール等(軸付きシール、パッキン、オリング、ワッシャ、トメワ、スナップリング、座金、ブッシュ) ⑮ベアリング ⑯その他メーカーで消耗品と指定しているもの

(注) 上記消耗部品の損害は共済事故により被災した場合であっても損害の額から除きますが、①～⑯の消耗部品以外の損害部品とともに交換した場合は損害の額に加えます。

なお、①～④については、火災、落雷、破裂もしくは爆発、盗難、自然災害での損害を除き、他の損害部品とともに交換した場合でも損害の額から除きます。

ただし、水害が原因で浸水・冠水した場合は、上記消耗部品①、

④、⑯に単独で発生した損害についても損害の額に加えます。

## (2) 消耗部品に準じる部品

消耗部品に準じる部品	損害のうち災害共済金支払の責任を負わない割合
動輪・転輪・遊動輪・田植機の一体ゴム車輪	50%
刈刃・受刃等カッターナイフ類	50%
ユニバーサルジョイント	50%

(注1) 火災、盗難、自然災害による事故での損害はこの免責を適用しません。

(注2) ユニバーサルジョイントは、トラクター等動力源と作業機を連結するものに限ります。

## 9 「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に基づく対応

組合は「反社会的勢力への対応に関する基本方針」に定義されている反社会的勢力に該当することが判明した場合、加入申し込みをお断りします。

加入後に反社会的勢力であることが判明した場合、または暴力的要求行為等をした場合は、共済契約が解除される場合があります。この場合、納付した共済掛金等は返還しません。

## 10 個人情報の取扱い

組合は、個人情報保護法に基づき、ご加入いただいた農機具共済に関する情報について、引受・損害評価・損害防止・加入推進等の目的以外には利用いたしません。ただし、農機具共済の異動処理及び共済金の支払手続き上、第三者への情報提供を行う場合があります。

## 11 その他の重要事項

補償を同じくする他の保険等に加入されていた場合、それぞれのご契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるように調整することがあります。(按分計算)

## 12 加入者の皆様へ

共済掛金等の納入は、口座自動引落をおすすめしています。

現金での払い込みの場合は、加入申込みをされた方が、自ら当組合、指定金融機関及びコンビニエンスストアで払い込み下さい。職員による現金集金業務は、行っておりません。

## 3 免責の適用

## (1) 免責対象額

免責対象額(免責割合を乗じる損害額)は次の額とします。

## ① 事故発生通知の遅延による免責

材料費+技術料+その他修繕費

## ② 部品による免責

材料費

(注) 火災、落雷、破裂または爆発、盗難による盗取、自然災害以外の共済事故については、損害額から10%に相当する金額を差し引いた額が免責対象額となります。

## (2) 免責が重複した場合

「1 事故発生通知の遅延による免責」と「2 部品による免責」が重複した場合は、次により免責額を算出します。

## ① 「2 部品による免責」額を計算します。

② (損害の額-①)×「1 事故発生通知の遅延による免責割合」により「1 事故発生通知の遅延による免責」額を求めます。

③ ①+②が免責額となります。

(3) 上記以外にも、過失が甚大な場合は、組合の約款に基づいて免責する場合があります。

## 4 共済金を支払わない損害

次の事由によって発生した損害(これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます)に対しては、災害共済金を支払いません。

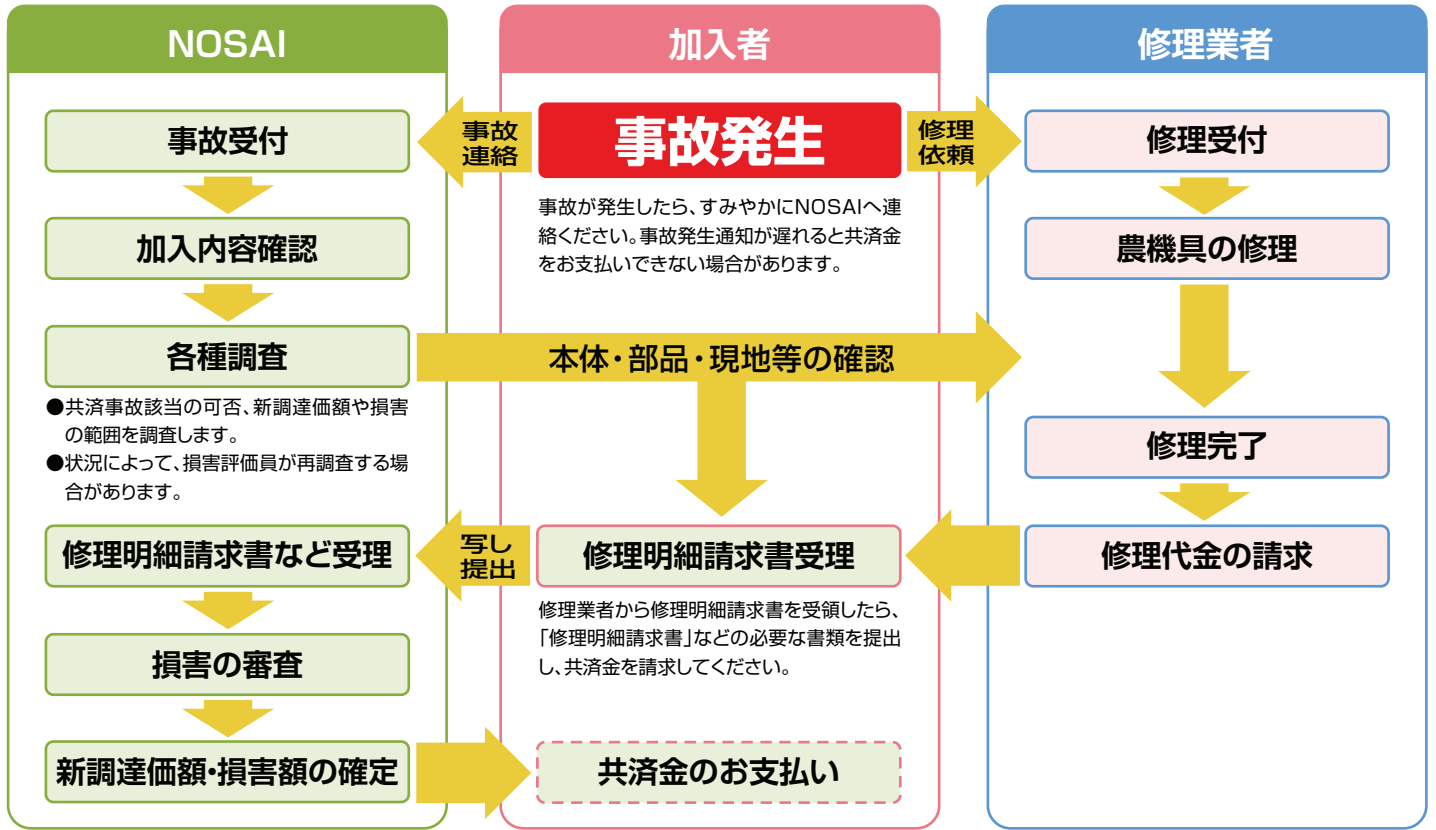
(1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

(2) 地震等(地震等担保特約を付帯した場合を除きます)

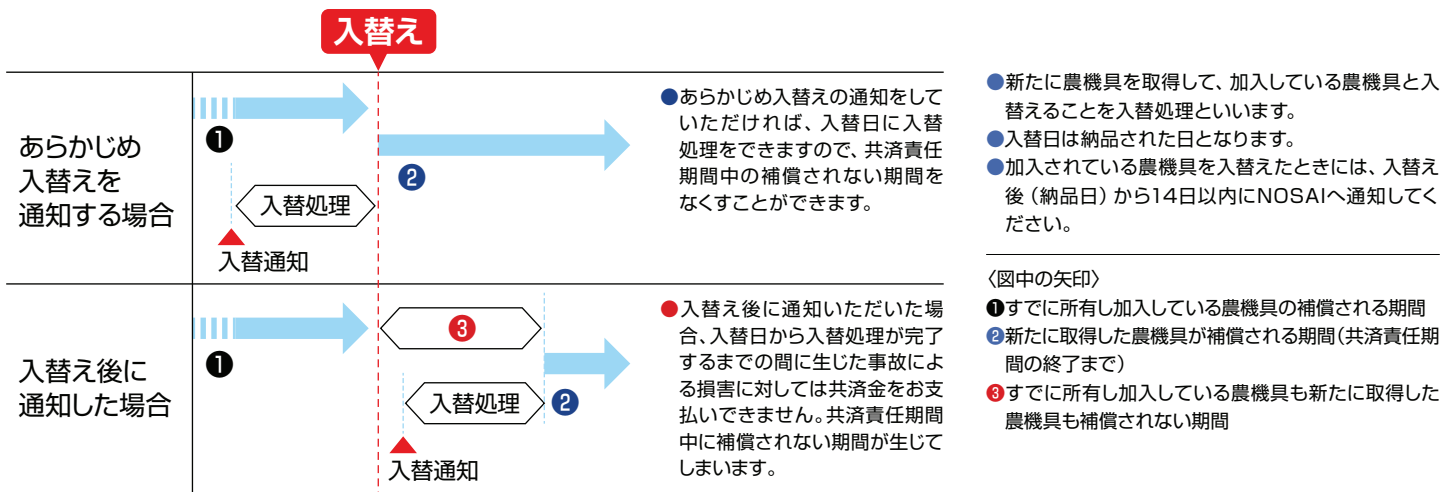
(3) 核燃料物質(使用済燃料を含みます)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故

# ご加入後以下の場合、 すぐにNOSAIへご連絡ください

## 1 事故が発生したとき



## 2 農機具を入替えるとき



●ご加入のお問い合わせ・お申し込みは **NOSAI** へ

下記の無料通話サービスをご利用ください。  
 （※おかけ間違いにご注意ください。また、つながりにくい場合は、代表番号または直通番号へおかけください。）

県南支所 0120-059-431 0224-63-2012 (代)      県北支所 0120-818-413 0220-22-8413 (直)  
 中央支所 0120-832-141 0229-87-8276 (直)      本 所 0800-170-6701 0229-87-8287 (直)

備えの種をまこう。

安心のネットワーク  
**NOSAI**  
 宮城県農業共済組合